

第461回（臨時）福崎町議会会議録

平成27年4月28日（火）  
午前9時30分開 会

1. 平成27年4月28日、第461回（臨時）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 13名

1番	宮内富夫	9番	松岡秀人
2番	木村いづみ	10番	難波靖通
3番	牛尾雅一	11番	小林博
4番	城谷英之	12番	高井國年
5番	富田昭市	13番	釜坂道弘
6番	北山孝彦	14番	志水正幸
7番	石野光市		

1. 欠席議員（なし）

1. 事務局より出席した職員

事務局 長 大塚謙一 主 査 佐野允保

1. 説明のため出席した職員

町 長	嶋田正義	副 町 長	橋本省三
教 育 長	高寄十郎	技 監	松尾成史
会 計 管 理 者	萩原昌美	総 務 課 長	尾崎吉晴
企 画 財 政 課 長	福永聡	税 務 課 長	尾崎俊也
地 域 振 興 課 長	近藤博之	住 民 生 活 課 長	谷岡周和
健 康 福 祉 課 長	三木雅人	農 林 振 興 課 長	松岡伸泰
ま ち づ くり 課 長	豊國明仁	上 下 水 道 課 長	松田清彦
社 会 教 育 課 長	山下健介	学 校 教 育 課 長	山本欽也

1. 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 報告第 3号 議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）
- 第 5 報告第 4号 議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）
- 第 6 議案第44号 専決処分の承認を求めることについて（福崎町町税条例等の一部を改正する条例）
- 第 7 議案第45号 専決処分の承認を求めることについて（福崎町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例）
- 第 8 議案第46号 福崎町手数料条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第47号 福崎町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第10 質疑
- 第11 討論・採決

- 追加第1 議長辞職の件
- 追加第2 議長の選挙
- 追加第3 副議長辞職の件
- 追加第4 副議長の選挙
- 追加第5 議席の指定
- 追加第6 常任委員会委員、特別委員会委員、議会運営委員会委員の選任
- 追加第7 中播衛生施設事務組合議会議員の選挙
- 追加第8 姫路福崎斎苑施設事務組合議会議員の選挙
- 追加第9 中播農業共済事務組合議会議員の選挙
- 追加第10 くれさか環境事務組合議会議員の選挙

1. 本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 報告第 1号 議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）
- 第 5 報告第 2号 議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）
- 第 6 議案第 44号 専決処分の承認を求めることについて（福崎町町税条例等の一部を改正する条例）
- 第 7 議案第 45号 専決処分の承認を求めることについて（福崎町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例）
- 第 8 議案第 46号 福崎町手数料条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第 47号 福崎町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第 10 質疑
- 第 11 討論・採決
- 追加第1 議長辞職の件
- 追加第2 議長の選挙
- 追加第3 副議長辞職の件
- 追加第4 副議長の選挙
- 追加第5 議席の指定
- 追加第6 常任委員会委員、特別委員会委員、議会運営委員会委員の選任
- 追加第7 中播衛生施設事務組合議会議員の選挙
- 追加第8 姫路福崎斎苑施設事務組合議会議員の選挙
- 追加第9 中播農業共済事務組合議会議員の選挙
- 追加第10 くれさか環境事務組合議会議員の選挙

1. 開会

議長 皆さん、おはようございます。  
 第461回福崎町議会臨時会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。  
 厳しかった冬も去り、日ごとに温かさが増してまいりました。山の木々も新芽が吹きあふれ、目にもまばゆいくらいの好季節となってまいりました。  
 議員各位におかれましては、本日は早朝よりご参集を賜り、まことにありがと

うございます。

開会する前に、4月1日付で職員の異動があり、その内容につきましてはご承知のこととは思いますが、このたび新しく課長に就任されました方々からご挨拶を受けたいと思います。よろしく願いいたします。

税務課長 おはようございます。4月1日付で税務課長を拝命しました尾崎と申します。どうぞよろしくお願い致します。

町税は申しますまでもなく町の歳入の中で非常に大きなウエートを占めて、税収なくしては町の施策は何一つ展開していくことができません。このように大切な町税を賦課し、徴収するという大切な職務を任されました。

甚だ微力ではありますが、精いっぱい頑張っていく所存でございますので、議員の皆様にはご指導、ご鞭撻のほど、よろしくお願い致します。

健康福祉課長 簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願い致します。皆さんおはようございます。健康福祉課長を拝命いたしました三木でございます。

4年ぶりに戻ってくることとなりました。早くも1カ月がたとうといたしておりますが、まだまだ椅子がしっくりとこないという状況が続いております。再び福祉の仕事をさせていただくこととなりました。これからも介護保険や国民健康保険などの条例改正、制度改正、また、高齢化に対応するための地域包括ケアシステムの構築へ向けての取り組み、食育の推進など課題がたくさんございます。この課題を少しでも多く解決していくため、課員とともに一生懸命頑張っておりますので、ご指導、ご鞭撻のほど、よろしくお願い致します。

簡単ではございますが、挨拶にかえさせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

農林振興課長 おはようございます。農林振興課の松岡でございます。

私はかねがね、農業はすき間産業というふうを考えておりました。農業は人のやっていることをやっているとお金もうけができない、そのような産業というふうを考えておりました。ところが、農業というのは、人々の暮らし、文化、歴史そのものであって、ひいては国土の保全という大きな役割を担っております。そのような大きな農業という役割について、今、身の引き締まる思いであります。課員一同となって一生懸命頑張りますので、よろしくお願い致します。

上下水道課長 皆さんおはようございます。4月1日の人事異動によりまして、上下水道課長を拝命いたしました松田清彦でございます。

微力ではございますが、蛇口をひねればおいしい水がいつでも出る。トイレでレバーを回せば下水道に排除される。そんな安全で快適な生活が継続しておくれるよう努めてまいりますので、議員の皆様方のご指導、ご鞭撻をよろしくお願い致します。

議会事務局長 おはようございます。議会事務局長を拝命いたしました大塚謙一でございます。どうぞよろしくお願い致します。

議員各位の議会活動が円滑に行えますように努めますとともに、行政とのパイプ役として、議会と行政の関係が強固なものとなり、第5次総合計画を中心とする町の施策が着実に実行されることで、町民の幸福度がさらに向上するように、議会事務局長として微力ながら努力してまいります所存でございますので、ご指導、ご鞭撻を賜りますよう、どうぞよろしくお願い致します。

議長 以上で、新任課長さんの挨拶を終わります。

さて、本臨時会に付議されます案件は、報告第3号及び報告第4号の報告2件、議案第44号から議案第47号までの議案4件、計6件であります。

議員各位には慎重に審議いただき、適正妥当なる結論づけが得られますようお願いをいたしますとともに、議事の円滑なる運営につきましても格別のご協力をお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

ただ今の出席議員数は13名でございます。

定足数に達しております。

よって、第461回福崎町議会臨時会が成立していることを宣告いたします。

これより、本日の会議を開きます。

それでは、これから日程に入ります。本日の日程は、お手元に配付しております議事日程に記載のとおりであります。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

- 議 長 日程第1は会議録署名議員の指名であります。  
会議録署名議員の指名は、会議規則第127条の規定により議長が指名いたします。
- 1番、宮内富夫議員  
5番、富田昭市議員  
以上の両議員をお願いをいたします。

#### 日程第2 会期の決定

- 議 長 日程第2は、会期の決定であります。  
会期の決定の件を議題といたします。  
本臨時会の開会は、あらかじめ議会運営委員会において協議されていますとおり、本日1日としたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。  
(「異議なし」の声あり)

- 議 長 異議なしと認めます。  
よって、本臨時会の会期は本日1日といたします。

#### 日程第3 諸報告

- 議 長 日程第3は、諸報告であります。  
第460回定例会閉会后、本日までの議会活動については、事務局に報告させます。
- 事 務 局 議会活動報告をいたします。  
報告の内容につきましては、主なものを申し上げます。  
4月5日、姫路キャッスルグランヴィリオホテルにおいて、連携中枢都市圏構想に関する講演会が開かれ、議長が出席いたしました。  
4月9日、文化センターにおいて、平成27年度福崎町老人大学開講式が開催され、議長が出席いたしました。  
4月14日、第1委員会室において、介護保険運営協議会が開催され、議長及び民生まちづくり常任委員長が出席いたしました。  
4月19日、さるびあドームにおいて、スポーツフェスティバルが開催され、議長が出席いたしました。  
4月25日、第1グラウンド周辺において、第9回民俗辻広場まつりが開催され、議長が出席いたしました。

4月26日、第2回ふくさきマラソンが開催され、議長が出席いたしました。  
その他の議会活動報告は、お手元に配付の報告書のとおりです。  
以上です。

議 長 以上で議会活動報告を終わります。  
また、例月出納検査の報告書が議長宛に提出されており、その写しを配付して  
おります。

次は、議案の上程及び議案説明であります。

これより、報告第3号、議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償  
の額を定め和解すること）から、議案第47号、福崎町介護保険条例の一部を改  
正する条例についてまでの6件を議題といたします。

これから、上程議案に対する町長の提案内容の説明を求めてまいります。

町 長 おはようございます。

第461回臨時会を招集いたしましたところ、そろってご参加をいただきまし  
て、ありがとうございます。

新年度に入りまして、早1カ月が経過しようとしております。この間にも県議  
会の選挙がございました。さるびあドームの完成を祝うスポーツイベント、民俗  
辻広場まつり、ふくさきマラソン等が開催され、町民の皆様と議員の皆様方の温  
かいご支援を頂戴いたしましたところでございます。ありがとうございます。

さて、本日の議会には報告2件、議案4件の計6件を提案いたしております。

福崎町町税条例等の一部改正、福崎町国民健康保険税条例等の一部改正は、地  
方税法等の一部を改正する法律が3月31日に公布されたため、議会を開く時間  
がなく、専決処分をさせていただき、その承認を求めるものでございます。

また、介護保険条例の一部を改正する条例は、平成27年度介護報酬の改定を  
反映し、保険料を見直すものでございます。詳しい内容につきましては、担当課  
長が行いますので、十分ご審議の上、ご賛同賜りますよう、お願いを申し上げま  
す。

議 長 ただいま町長から上程議案に対する概要の説明が終わりました。

これから議案番号順に詳細なる説明を求めてまいります。関連する議案は複  
数で説明を求める場合もございますので、あらかじめご承知をお願いいたします。

なお、議案第44号から議案第47号については、本日全ての議案に対する質  
疑を終了した時点でお諮りして、即決したいと思っておりますので、あらかじめご了  
承ください。

日程第4 報告第3号 議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解  
すること）

日程第5 報告第4号 議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解  
すること）

議 長 日程4、報告第3号、議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の  
額を定め和解すること）及び日程第5、報告第4号、議会の委任による専決処分  
の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）を一括議題といたします。

両案に対する詳細なる説明を担当課長に求めます。

まちづくり課長 報告第3号、議会の委任による専決処分の報告については、町道での物損事  
故における損害賠償の額を定め、和解することについて、平成27年3月16日  
に専決処分を行ったので、地方自治法第180条第2項の規定により報告をする  
ものでございます。

報告 3 号資料に位置図、事故発生状況略図をお示ししておりますので、あわせてごらんください。

事故の発生は平成 27 年 2 月 27 日（金）午後 9 時 30 分ごろです。事故発生場所は福崎町南田原 1904 番 3 号地先、相手方は福崎町〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。

事故概要は、町道金垣内中学校線を走行中、T 字路を右折した際に、道路上に突き出していたガードパイプ横断防止柵の最上段のパイプに車右側後方を接触させ、車体を損傷したものでございます。事故による損害賠償額は右後方ドア及びリアバンパーの修理費 19 万 8,072 円でございます。

引き続き、報告第 4 号、議会の委任による専決処分の報告については、町道での物損事故における損害賠償の額を定め、和解することについて、平成 27 年 4 月 6 日に専決処分を行ったので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告をするものです。

報告資料 1 ページに位置図、事故発生略図、2 ページに事故の詳細及び写真をお示ししておりますので、あわせてごらんください。

事故の発生は平成 26 年 9 月 3 日（水）午後 9 時 50 分ごろです。事故発生場所は福崎町大貫 2863 番 5 2 地先、相手方は福崎町〇〇〇〇〇〇、〇〇〇氏でございます。

事故の概要は、町道東部工業団地 1 号線を走行中の自転車（スポーツタイプ）が、町道を横断している水路の鋼製水路蓋のすき間約 2 センチに前輪タイヤが食い込んだことでタイヤがロックされ、急停止した自転車から運転者が前方へ投げ出されて負傷する事故が発生しました。

このたび物損について示談をいたしました。物損の損害賠償額は自転車の修理費、ヘルメット、手術等の代金 37 万 3,367 円でございます。

また、事故の際、自転車より投げ出されて負傷され、現在も治療中でございます。完治後に示談を行い、人身についての損害賠償の額を定め、和解する議案として別途報告をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

以上、報告第 3 号及び報告第 4 号の説明をさせていただきます。よろしくお願申し上げます。

日程第 6 議案第 44 号 専決処分の承認を求めることについて（福崎町町税条例等の一部を改正する条例）

日程第 7 議案第 45 号 専決処分の承認を求めることについて（福崎町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例）

議 長 日程 6、議案第 44 号、専決処分の承認を求めることについて（福崎町町税条例等の一部を改正する条例）及び日程第 7、議案第 45 号、専決処分の承認を求めることについて（福崎町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例）を一括議題といたします。

両案に対する詳細なる説明を担当課長に求めます。

税 務 課 長 失礼いたします。議案第 44 号、専決処分の承認を求めることについて、ご説明いたします。

今回の専決処分における福崎町町税条例等の一部改正については、二つの条例を一括で改正しています。

一つ目は、第 1 条関係として、町税条例の一部改正で、上位法令であります地方税法及び同法施行令等の一部を改正する法律が、平成 27 年 3 月 31 日に公布、

同年4月1日に施行されたことに伴う条例の改正です。

二つ目は、第2条関係として、平成26年5月の臨時議会で専決処分の承認をいただきました町税条例の一部を改正する条例を、今回上位法の改正に伴い、その一部を改正するものです。

この二つの改正を一括し、福崎町町税条例等の一部を改正する条例として、地方自治法第179条第1項の規定により、平成27年3月31日に専決処分し、同年4月1日から施行するもので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるとでございます。

今回の改正は、平成27年1月14日に閣議決定された平成27年度税制改正の大綱に基づく地方税法や同法施行規則など、上位法令の改正に基づくものです。

今年度の改正点のうち、特に町民の皆様に関係が深いと思われる中で、主なものは次の3点です。

一つ目は、ふるさと納税に関する改正です。住民税の税額控除の限度額を大幅に増額することと、従来は確定申告が不可欠だったものが、条件を満たせば確定申告が不要となる、いわゆるワンストップ特例の創設です。

二つ目は、軽自動車税に関する改正です。燃費基準を満たす車両は25%から75%、税を軽減するグリーン化特例の創設と、原動機付自転車や2輪車、小型特殊自動車の税率を平成27年分から増額するとしていましたが、1年先送りし、平成28年度からとする改正です。

三つ目は、たばこ税に関する改正です。エコーやわかばといった旧3級品と呼ばれるもののたばこ税の額は、特例により約半額に抑えられていましたが、この特例を廃止するものです。4年かけて、毎年少しずつ税額を上げていく経過措置を設けています。

これらについて、議案第44号資料により、もう少し詳しくご説明いたします。17ページをごらんください。

ふるさと納税の改正に関する説明資料です。左側半分の特例控除の引き上げのイメージをお示ししています。例といたしまして、年収700万円、寄附金額5万円、個人住民税額30万円のケースで考えます。簡便化のため所得税率は一律10%とし、復興特別所得税は考慮しないこととしています。この場合、適用下限額の2,000円を差し引いた4万8,000円から、所得税分として税率10%を乗じた4,800円が還付され、住民税基本分として、町県民税合わせた税率10%分、4,800円が翌年の住民税から控除されます。そして、ふるさと納税の場合の特例控除分として、残りの80%分も翌年度分の住民税から控除されるものですが、これには住民税所得割の1割を上限とする規定があったため、計算上は3万8,400円なのですが、所得割額の1割の3万円を超える部分の8,400円は控除し切れずに残ってしまいます。

これを今回の改正では、住民税所得割額の2割を上限としたため、下の図のように適用下限額の2,000円を除いた4万8,000円全てが住民税で控除されるようになりました。そればかりか、まだ2万1,600円の余裕がありますので、7万円の寄附をされても適用下限額2,000円の実質負担だけで済むというものです。

同じページの右半分には、ワンストップ特例のイメージをお示ししております。

上の図をごらんください。今までは①でふるさと納税をすると、納税先の団体から②の受領証を受け取ります。③でその受領証を添付して確定申告を行い、④として、その年の所得税から還付を受けます。住所地の市町村は③でした確定申告の情報を税務署と共有し、これをもとに④で翌年度の住民税から控除を行っ

てきました。

これがワンストップ特例を利用すると、下の図のように簡略化されます。①でふるさと納税と同時にワンストップ特例の申請書を提出します。すると、②のように納税先の団体が住所地の市町村に、この方の住民税の控除に必要な情報を連絡します。この情報をもとに③のようにこの方の翌年度の住民税から自動的に控除されるようになります。

ただし、確定申告が不要な給与所得者等が対象であること、5団体以内のふるさと納税であることといった条件もあります。

次に、軽自動車税のグリーン化特例の説明をいたします。

18ページの上半分、軽自動車税のグリーン化特例の表をごらんください。

3輪以上の軽自動車税は、現行では表の左から2列目の現行欄の金額ですが、27年4月1日以降に新規登録で取得したものは、その右の列の平成28年度からの欄の金額になることは昨年の方の町税条例の改正でご承認をいただいているところです。

今回の改正では、表の右側半分の3列の部分のように、一定の燃費基準を達成している車両は、その達成の度合いにより平成28年度で税率を上げた上で、25%から75%の軽減を行うものです。

一般的な乗用自家用で具体的に申しますと、平成27年4月1日以降に新規登録をした車量の平成28年度の税額は、燃費基準を満たさないものは1万800円、電気自動車、天然ガス自動車なら2,700円、平成32年度燃費基準を20%上回るものは5,400円、平成32年度燃費基準を達成するものは8,100円となります。

このグリーン化特例は、平成27年度の税制改正では、平成28年度分の軽自動車税1年限りの規定となっていますが、平成29年度以降も環境性能割の導入など、少し形を変えた上で継続されることになるだろうと言われています。

また、原動機付自転車や2輪車、小型特殊自動車の税率を、昨年の改正では平成27年度分から1.5倍から2倍程度に増額するとしていましたが、3輪以上のものが平成28年度以降の増税になるのに合わせて、1年先送りし、平成28年度からに見直す改正があります。

同じページの下半分には、旧3級品のたばこ税の特例廃止の表をお示ししています。町たばこ税の税額は1級品、旧3級品ともに条例の本則では1,000本当たり5,262円となっていますが、旧3級品は条例附則で現在1,000本当たり2,495円と半額以下に抑えられています。これを、平成28年4月1日から毎年4月1日に少しずつ戻しながら、4年後の平成31年4月1日に条例本則どおりの1,000本当たり5,262円まで戻すものです。

また、毎年度において、3月末までに旧税率で仕入れたたばこを、4月以降に新税率で販売することによって、税率の差額分が不当な利益となってしまいます。これを防止するため、手持ち品にも販売したとみなして税率の差額分を課税する規定を設けています。改正条例の附則第5条、町たばこ税に関する経過措置の第4項から第14項までは、同じような内容を長々と何度も繰り返し記述していますが、この手持ち品課税について、金額や申告手続の方法、読みかえ規定などを経過措置の4年間、それぞれの年について記述しているためです。非常にわかりにくくなっていますが、ご了承ください。

これらの改正のほかにも、住宅ローン控除の延長や固定資産税の特例の延長、あるいは単に文言の改正など、上位法令の改正に伴う本条例の改正がありますが、資料1ページから16ページに条例の新旧対照表をお示ししておりますので、ご

参照ください。

この条例は、平成27年4月1日から施行するものですが、別段に定めのあるものについては、それぞれ記述の施行日となっています。

続いて、議案第45号、専決処分の承認を求めることについて、ご説明いたします。

今回の専決処分における福崎町国民健康保険税条例等の一部改正については、二つの条例を一括で改正しています。

一つ目は、第1条関係として、国民健康保険税条例の一部改正で、上位法令であります地方税法及び同法施行令等の一部改正が平成27年3月31日に公布、同年4月1日に施行されたことに伴う条例の改正で、課税限度額の引き上げと低所得者に対する軽減措置の拡充という内容の改正です。

二つ目は、第2条関係として、平成25年12月の議会で議決いただきました国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、今回上位法中に文言の改正があり、同様の内容の文言の改正をするものです。

この二つの改正を一括し、福崎町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例として、地方自治法第179条第1項の規定により、平成27年3月31日に専決処分し、同年4月1日から施行したもので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

議案第45号資料4ページをごらんください。

第1条の改正規定のうち、1点目の課税限度額の改正は、基礎課税分に係る課税限度額を現行の51万円から52万円に、後期高齢者支援金分に係る課税限度額を現行の16万円から17万円に、介護納付金分に係る課税限度額を現行の14万円から16万円に、それぞれ引き上げるものです。

2点目の低所得者に対する軽減措置の拡充は、5割軽減、2割軽減についての基準額を引き上げることにより、対象となる世帯をふやそうとするものです。

5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定については、現行の33万円プラス24.5万円掛ける世帯主を含めた被保険者数プラス特定同一世帯所属者数としている基準額を33万円プラス26万円掛ける世帯主を含めた被保険者数プラス特定同一世帯所属者数に改めて、1人当たりの金額を24万5,000円から26万円とします。

また、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定について、同様に1人当たり45万円のところを47万円に改めます。

なお、今回の条例改正では税率の改正はございません。

第2条の改正規定については、平成25年12月議会において議決いただいた内容の一部が、上位法である租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の改正により、施行期日を平成29年1月1日としていたものが、平成28年1月1日となったことに伴う条例の改正です。

資料1ページから3ページに条例の新旧対照表をつけていますので、ご参照ください。

この条例は平成27年4月1日から施行するものです。

なお、改正後の規定は平成27年度以後の年度分の保険税について適用し、平成26年度分までの保険税については、なお従前の例によるものです。

議案第44号、議案第45号の二つの議案は、地方税法等の一部を改正する法律や同法施行規則が平成27年3月31日に公布されたのに伴い、やむを得ず地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたことを、ご理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上で、議案第44号、第45号の説明とさせていただきます。ご審議賜り、ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

日程第8 議案第46号 福崎町手数料条例の一部を改正する条例について

日程第9 議案第47号 福崎町介護保険条例の一部を改正する条例について

議 長 日程8、議案第46号、福崎町手数料条例の一部を改正する条例について及び  
日程第9、議案第47号、福崎町介護保険条例の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。

両案に対する詳細なる説明を担当課長に求めます。

健康福祉課長 議案第46号、福崎町手数料条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

介護保険法の一部改正が平成27年3月23日に公布され、同年4月1日に施行されました。議案第46号の資料、新旧対照表をごらんください。

別表健康福祉課介護予防支援計画作成手数料中の要支援1、2の方に係る手数料4,140円を4,300円に改正するものです。ケアマネジャー等が計画を策定する際に発生する手数料で、今回の報酬改定により、これまでの指定事業所から提供されるサービスと今後多様な主体により多様なサービス形態で提供される新総合事業への対応を評価するため、改正されたことに伴うものです。

手数料は全て公費で支払われ、利用者の自己負担はございません。

この計画は福崎町地域包括支援センターで作成しており、平成26年度の実績数は月平均139件、年間延べ件数は1,668件で、手数料収入は690万2,860円です。

なお、この条例は公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用いたします。

続きまして、議案第47号、福崎町介護保険条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

今回の改正は、3月議会でご承認いただいた平成27年度から平成29年度までの65歳以上の1号被保険者の月額保険料基準額を改正するものです。

議案第47号資料1ページから4ページに関係資料をお示ししておりますので、ご参照ください。

まず、資料3ページをごらんください。内訳が不明でありました介護報酬改定は、左側下段の平均マイナス2.27%で、処遇改善がプラス1.65%、介護サービスの充実がプラス0.56%、その他がマイナス4.48%で、うち在宅マイナス1.42%と、施設マイナス0.85%、また、右側下段の居宅介護支援がプラス3.86%の改定率となり、これらをサービス別介護給付費に反映させました。

次に4ページ左側の表をごらんいただきたいと思います。その結果、下段の標準給付費の平成27年度は、対前年度比2.9%増、平成28年度は4.3%増、平成29年度は7.4%増となり、3年間の合計は42億4,913万円、地域支援事業費は給付費の3%で、1億2,818万9,000円を見込みました。

右の欄につきましては、左の標準給付費と地域支援事業費をもとに、保険料基準額の算定をするものです。

報酬改定を反映したため、給付費額見込み額Aや地域支援事業費Cを再計算し、Dの一定以上所得者補足給付分を引いて、Eの標準給付費見込み額を算出します。ルールに従い、Lの保険料収納必要額9億6,873万4,707円を被保険者

数や予定収納率等で除すと、月額保険料基準額が5,232円となり、円単位を切り上げて5,240円とし、5,280円から月額40円減額することといたしました。

次に、資料2ページをごらんください。右欄の改正後の表が平成27年度からの第6期所得段階別の保険料です。第5段階が基準額で、月額5,240円、年額6万2,800円で、500円の減額となります。

第1段階のマイナス200円から、第10段階のマイナス900円まで、それぞれの段階で減額となります。

次に、条例の改正について、ご説明いたします。資料の1ページをごらんください。第2条第1項の改正は、保険料の年額を先ほどの資料2ページのとおり、1号は第1段階の3万1,400円から第10段階で10万6,800円までそれぞれ改正します。第6項の追加は、低所得者の介護保険料軽減に係る条文を追加するものです。第1段階の保険料年額は3万1,400円から2万8,200円となり、3,200円の減となります。

次に、附則の規定についてです。附則として、この条例は公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用します。また、経過措置として、平成26年以前の年度分の保険料については、なお、従前の例によるものとします。改正後の第2条第6項の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年以前の年度分の保険料については、適用しないこととします。

以上で、第46号議案及び第47号議案の説明を終わります。

ご審議いただき、ご承認賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

#### 日程第10 質疑

- 議長 日程第10は、議案に対する質疑であります。
- 3 番 それでは、報告第3号、議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）に対する質疑はありませんか。
- 3 番 報告第3号の分なんですけど、私もその地点は車でもよく通っておったんですけど、もう一つ気がつきませんでした。
- まちづくり課長 こういうふうな箇所がないことを祈るんですけど、こういうところの発見というのが、やはり毎日散歩なりで歩かれている地域の方々が一番発見されやすいんじゃないかと思うんですけど、そういうふうなところを発見された場合に、町に、危ないところここですよとかいうふうに知らせていただくということが、これから先の安全につながると思うんですけど、そういうふうな取り組みというんですか、そういうことをちょっと、どういうふうにお考えか、お尋ねいたします。
- 3 番 今、提案いただきました散歩中の方々からの情報提供ということを、今後広報等で啓発していき、また情報の収集に努めていきたいと考えております。
- 3 番 そのようにしていただきましたら、こういう事故が未然に防げるのではないかと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。
- 議長 ほかに質疑はございませんか。
- 4 番 この議案第3号について、質問をしたいんですが、この事故についての今後の対応策、このコーナーの対応策等は考えておられますか。
- まちづくり課長 現地におきましては、ボルトの固定でありますとか、改修を既にしております。こういったことで、対応をしていきたいというふうに考えております。
- 4 番 この場所は非常に夜暗い、そして、子どもらが通学する通学路でもあります。教育長、これがもしこのガードレールじゃなしに、通学の子どもらやったらど

う思われますか。

教 育 長 あってはならないことだと思います。

4 番 まちづくり課さんも、LEDに取りかえるとか、いろいろ対応をされているんですけども、今、教育長が申されたように、夜暗くなったら西から来る車は全く見えないんですね。で、今後その道路照明とか、子どもたちが被害にあわないような、まして通学路なんですから、その辺の対応を考えていただきたいんですが、どうでしょうか。

まちづくり課長 今後、道路照明でありますとか、防犯灯の設置、また関係する住民生活課等と協議しながら、設置に努めていきたいと考えております。

議 長 ほかに質疑ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、報告第4号、議会の委任による専決処分報告について(損害賠償の額を定め和解すること)に対する質疑はありませんか。

2 番 資料2ページの上段の写真を見ていただいたらわかるかと思うんですけども、自転車はそもそも道路の左側端側を走るべきだと思うんですけども、またこの自転車、その資料の下段のほう見る限りでは、ライトがないように思うんですね。この事故発生の時間帯が、夜の9時50分ごろとなっておりますが、これライトついておったんでしょうか。

まちづくり課長 ハンドルの上にLEDのライトがついております。

2 番 左側端を通るべき車両だと思うんですけども、その辺は過失割合の点では何対何ぐらいだったんでしょうか。

まちづくり課長 保険会社の指導も仰ぎながら交渉に当たっております。これにつきましては100対0でございます。

議 長 ほかに質疑ございませんか。

5 番 これの時系列を見ておりました、見えない部分が非常にたくさんあるわけなんです。といいますのも、この方が事故を起こしたのが9月3日、午後9時50分ごろというふうに書かれているわけなんです。そしてその連絡があったのが、この9月5日金曜日、午後1時、役場のほうに第一報が入ったということなんです。そうなりますと、事故を起こしてから通報があるまで2日ほどかかっているわけなんです。この間はこの方はどのようにされておりましたか。いろんなこと捜査されていると思いますけれども、この2日間、なぜ即役場のほうに連絡しなかったのか、その辺はどのように考えていますか。

まちづくり課長 事故の当日、その次の日と、アキタケ外科に入院をされておりました、その後、連絡をいただいたというところでございます。

5 番 いろんな形でもって物損、そして人身事故というふうに、両方が重なっているわけなんです。やはり、この図を見てみますと、この鉄板のふたが若干広がっているわけなんです。若干。その間にタイヤがはまって、事故を起こしたという状況でございますけれども、これも数年、もう大分前になりますけれども、一度西治の工業団地の入り口付近でも、結構鉄板が敷いてありまして、大型トラックが往き来する関係上、非常に地域住民の方が鉄板が音がしてやかましいというふうなことがあります。大分昔ですけども、私一度質問したことがあるんです。

それで、その処理の方法としては、その鉄板が動かないようにビスどめをするというふうな形でもって、とりあえずは提案をしたわけなんですけれども、この鉄板についてもビスどめはされていないわけなんです。ちょっと見えにくいんですけど。

まちづくり課長 この部分におきましては、ビスどめはしておりません。すき間を詰めて、歩道側で詰めものといいますか、固定できるような、動かないような方法で対応をしております。

5 番 しかしながら、車が通ってすき間があいたというふうな状況でありますので、これはやはり完全に、どんな状況でもってこのすき間があくかわかりませんので、両サイドだけではなくして、その今後の対策として、こういうふうな道路上の鉄板を置く場合には、しっかりとビスどめをして、動かないようにしておくというのが、今後の対策ではないかなというふうに考えますけども、その点のお考えはどうでしょうか。

まちづくり課長 今ご指摘の点につきましては、今後検討をさせていただき、完全な状態で固定できるような方法で対応していきたいというふうに思います。

5 番 あちこち飛んで申しわけないんですけども、現在もこの方は入院をされているのでしょうか。

まちづくり課長 現在は通院中でございます。

5 番 補償の問題等も出てくると思いますけども、けがとかそういう形でもって終わればいいんですけども、なかなかその長引きますと、年齢も59歳ということでもありますので、いろんな身体障害が出てくるような感じがするわけですけども、現在の状況では、どういうふうな形でもって療養されていますか。

まちづくり課長 現在、日ごろの仕事はされておまして、土曜日でありますとか、そういうときに通院して、リハビリをされているというところであります。

5 番 最後にもう1点ですけども、やはり、このような交通に関する事件、事故が非常に近年は多発しているわけなんですね。それで起きるたびにその交通安全対策とか、またそういうふうな形の指導等もしっかりとしていくというふうなことをいわれているわけなんですけども、なかなかとそれが実施できていないような感じを受けるわけなんですね。やはり、事故が起きるということは、必ずその下にはそういうふうな問題点があるのではないかなというふうに思いますけども、今後の対応策として、どのように考えているのか、お願いいたします。

まちづくり課長 今後につきましては、課員によりますパトロールでありますとか、先ほど牛尾議員からも提案ありましたように、住民さん等の情報収集、これらをしながら安全な対策をとっていきたいというふうに考えます。

議 長 ほかに質疑はございませんか。

2 番 再発防止対策のところ、定期的に巡回パトロールに努めて、再発防止を図りますとありますが、これはここの箇所だけの巡回パトロールをされてるのでしょうか。また、事故から半年ぐらい経過されていますが、巡回パトロールは何回行われたのでしょうか。

まちづくり課長 巡回パトロールにつきましては、道路の舗装でありますとか、また、附属施設、道路照明、大型標識、路肩といいますか、警戒標識等、また、今回報告させていただいております防護柵等、いろんなものがございます。これらにつきまして、日常、工事によります維持管理の中でパトロール、また、課員が現場へ行くときのパトロール等で努めておるところでございます。

2 番 この半年間に何回ぐらい行われたのでしょうか。

まちづくり課長 全線にわたっての集中的なパトロールは行っておりませんが、工事等の作業の中では、平日毎日行っておるところでございます。

議 長 ほかに質疑はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第44号、専決処分の承認を求めることについて（福崎町町税条例等の一部を改正する条例）に対する質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。  
質疑の途中ですが、10時45分まで休憩いたします。

◇

休憩 午前10時28分

再開 午前10時45分

◇

議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次、議案第45号、専決処分の承認を求めることについて（福崎町国民健康保険条例等の一部を改正する条例）に対する質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第46号、福崎町手数料条例の一部を改正する条例について質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第47号、福崎町介護保険条例の一部を改正する条例について質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

#### 日程第11 討論・採決

議 長 日程第11は、討論・採決であります。

議案第44号から議案第47号については委員会付託を省略し、本会議においてただいまから即決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第44号から議案第47号については、本会議において即決することに決定いたしました。

議案番号順に1件ずつ進めてまいります。

それでは、議案第44号、専決処分の承認を求めることについて（福崎町町税条例等の一部を改正する条例）に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

議案第44号、専決処分の承認を求めることについて（福崎町町税条例等の一部を改正する条例）の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議 長 起立全員であります。

よって、議案第44号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次、議案第４５号、専決処分の承認を求めることについて（福崎町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例）に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

議案第４５号、専決処分（福崎町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例）の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議 長 起立全員であります。

よって、議案第４５号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次、議案第４６号、福崎町手数料条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

議案第４６号、福崎町手数料条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議 長 起立全員であります。

よって、議案第４６号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第４７号、福崎町介護保険条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

議案第４７号、福崎町介護保険条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議 長 起立全員であります。

よって、議案第４７号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本臨時会に付議されました議案の審議は終了いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

◇

休憩 午前１０時４８分

再開 午前１０時５０分

◇

追加日程第１ 議長辞職の件

副 議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。  
この際、ご報告申し上げ、お諮りをいたします。  
先刻、志水正幸議員より、本日付で議長辞職願が副議長宛に提出されました。  
お諮りをいたします。  
志水正幸議員の議長辞職の件を本日の日程に追加し、直ちに本件を議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

副 議 長 異議なしと認めます。  
よって、志水正幸議員の議長辞職の件を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決定をいたしました。  
お諮りをいたします。  
地方自治法第108条の規定により、志水正幸議員の議長辞職を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

副 議 長 異議なしと認めます。  
よって、志水正幸議員の議長辞職を許可することに決定いたしました。  
ここで、志水議員からの発言の申し出がありますので、これを許可します。  
志水正幸議員 大変貴重な時間をおかりいたしまして、皆さんに一言お礼の言葉を申し上げます。

平成25年5月1日第449回臨時会において、議員各位の温かいご支援によりまして、福崎町議会議長の要職に就任以来、本日まで大過なくその職務を無事果たすことができました。

議員各位並びに嶋田町長を初め理事者の皆様方には大変なご協力をいただき、心から感謝申し上げます。

この間、議長という重責のもと、平成25年6月には議会の役割や議員の責務をより明確にするために議会基本条例を制定し、平成26年11月には福崎町議会初めての議会報告会を開催するなど、町民に開かれた議会を目指しての議会改革に取り組んでまいりました。

今、地方議会はそのあり方が改めて問われております。私たち議会議員は広く町民の負託に応えられるよう、さらに一層議会改革を精力的に進めなければなりません。

今後、人口減少問題や少子高齢化等による新たな行政課題が山積しております。どこの自治体であっても、限られた財源を効率的にかつ効果的に運用することが求められております。

私も一議員として、議長・議長会での経験を生かしながら、本町の行政運営と議会運営に、微力ではありますが、全力を挙げて取り組むことを決意いたして、お礼の挨拶といたします。本当にありがとうございました。

副 議 長 志水議員、本当にお疲れさまでした。ありがとうございました。  
なお、理事者の皆様方には、恐れ入りますが、しばらくの間退席をお願いいたします。  
ここで暫時休憩いたします。

(理事者退席)

◇

休憩 午前10時55分

再開 午前10時56分



## 追加日程第2 議長の選挙

副議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。  
この際、重ねてお諮りをいたします。  
ただいま志水正幸議員の議長辞職に伴い欠員となりました議長の選挙を本日の日程に追加して行うこととして、ご異議ございませんか。  
(「異議なし」の声あり)

副議長 異議なしと認めます。  
よって、議長の選挙を本日の日程に追加して行うことに決定いたしました。  
これから、議長志願者の所信表明を行います。この所信表明は福崎町議会基本条例第3条第6号の規定により実施するもので、議会活動の方向性を明確にし、議会の透明性を確保することで町民にわかりやすい議長の選出を行うことを目的とするものであります。

あらかじめ1人の議員から申し出がありました。  
ここで、申し出のありました難波靖通議員から、所信表明を行います。  
難波靖通議員。

難波靖通議員 議長に立候補するに当たり、所信の一端を申し上げます。  
地方自治は日本国憲法第92条で地方公共団体の組織運営について定め、第93条では地方公共団体に議会を設置すること、地方公共団体の首長、議会議員は直接住民の選挙によって選ばれることを定めています。

住民の意思が十分に行政に反映される仕組みが採用されております。首長には執行権、議会には議決権が与えられ、相互にその権限を均衡させ、それぞれ独断専行を許さず、適正で効果的な行財政運営を目指す大統領制が採用されております。

行政と議会はよく車の両輪に例えられます。独断専行しても、一方がブレーキをかけると車は空回りし、進みません。議会は議会の役目をきっちり果たし、お互いが意見交換し、両輪をスムーズに進行させ、地域の発展と住民の福祉に寄与しなければなりません。

地方自治法では、議会の組織、権限、招集、議長、副議長、委員会、会議などが定められています。議会の権限は先ほど申し上げました議決権であります。主なものは条例の制定、改廃、予算の決定、決算の承認、地方税の賦課徴収、分担金・使用料の徴収、条例で定める契約の締結等、多くの事柄を決定しなければなりません。

予算については、編成権、提案権、執行権は首長に、議会は議決権があります。議決に当たっては修正も否決もできる制度となっています。予算を決定した後の行政の執行状況もチェックする必要があります。執行内容と決定内容が相違すれば、目的どおりに修正し、適正な行政運営にしなければなりません。

議長の役割は、議場の秩序を保持し、議事を整理、議会の事務を統理し、議会を代表すると定められています。この役割を十分果たすべく努力してまいりたいと思います。

議会の改革は議会運営委員会を中心に検討を継続する必要があります。図書室、議員控室などは、整理改修することとなりました。継続して議会の環境整備に努めたいと思います。

議員定数については、現在、14名で、1名欠員です。郡内2町の市川町、神

河町は12名です。1委員会7名程度がよいとされており、現在は2委員会で、議員定数は14名であり、神河町や市川町との人口から考えても妥当な議員定数かと思えます。しかし、議員定数の問題は常に意識を持ち、環境や社会基盤の変化に対応する必要があります。

議員報酬も、若い議員が議員報酬のみで生活できる金額が必要でないかと思えます。報酬審議会で検討される問題ではありますが、選挙に立候補する人数が減少し、投票率も下がり、無投票で決する選挙区が増加しています。立候補者が減少している一因かもわかりません。幾らが妥当なのか、研究も必要かと思えます。

委員会や本会議に出席しない議員が報酬を受けているのが問題となっております。この件につきましても研究が必要かと思えます。

政務活動費は1円まで領収証を添付しておりますが、支払方法等について継続して検討する必要があります。

事業については、下水道事業、上水道事業、教育施設の建設改修、耐震強化、トイレの改修、駅周辺の整備など、多くの事業が進められております。向こう10年の具体的な事業は、平成26年に決定した総合計画に基づき推進されると思えます。将来を見越して、投資と効果を十分検討し、大所高所から質疑、討論を重ね、決する必要があります。

ソフト面以外の課題は住民の声や議員の一般質問などから月見橋の強化や拡幅、公園づくり、市川にかかる長目高橋間の架橋、山崎井ノ口間の架橋、甘地福崎線の道路拡幅改修、駅西地区の開発などがあります。問題解決にも取り組む必要があります。住民からの情報収集につきましては、議会のライブ中継、ホームページ、議会報告会、議会広報等を継続することが必要であります。

また、傍聴者の議会での発言機会も検討する必要があるのではないのでしょうか。

新聞記事によれば、イギリスのほとんどの議会は請願者や傍聴者が発言し、議員間の討論はほとんどの議会で行われております。日本では、請願、陳情者が年に1度以上発言したのは23%、傍聴人が年に1度以上発言したのは2%、議員同士の討論は年に1度以上したのは20%となっております。

英国の西部の人口50万人のコーンウォール州議会で、5,000人以上の署名を集めれば、州の議員は15分の討論の義務を負うことになっております。

福崎町に置きかえれば、200人の署名を集めれば、議員との討論ができると、このようなこととなります。

10歳の小学生は、署名を7,000人分集め、財政難だからといって図書館の開館時間を削らないでと、5分間訴えたとあります。

米国やドイツでは、議場に議会と傍聴席の境はなく、双方がパイプ椅子で意見が交換されている、このような議場もあるようでございます。

傍聴者が意見を述べる機会があれば、議会がより近くになり、傍聴者もふえ、議会もよく見え、距離も近くなり、議会の必要性も感じられると思えます。

今すぐできない課題も多く述べましたが、信頼される議会を目指して、安全・安心なまちづくりと住民福祉のために、皆様とともに邁進してまいりたいと、このように思っております。

どうかご協力、ご支援を賜りますよう、よろしく願いをいたします。

以上で、私の議長立候補の所信表明を終わります。ありがとうございました。

副議長 ここで議員の皆様申し上げます。ただいま行いました議長志願者の所信表明は地方自治法で規定している議長選挙の方法を変更するものではありません。所信表明の有無にかかわらず全議員が選挙人、被選挙人であることが前提であります。所信表明者以外の議員に対する投票も有効でありますのでご承知願います。

これより、議長選挙を行います。

選挙の方法は地方自治法第118条の規定により、投票による方法と指名推選による方法とがありますが、いずれの方法とするべきか、お諮りをいたします。

(「投票」の声あり)

副議長 長 ただいま、投票との声がありますが、選挙の方法は投票によることとして、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長 長 異議なしと認めます。  
よって、議長選挙の方法は投票によるものと決定をいたしました。  
準備のため、しばらく休憩をいたします。

◇

休憩 午前11時07分

再開 午前11時09分

◇

副議長 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。  
先ほど選挙の方法が決定いたしましたので、議場の閉鎖を命じます。

(議場の閉鎖)

副議長 長 ただいまの出席議員数は、13名であります。  
次に立会人を指名します。  
会議規則第32条第2項の規定により立会人に  
2番、木村いづみ議員  
7番、石野光市議員  
以上の両名を指名いたします。  
ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長 長 異議なしと認めます。  
よって、立会人に  
2番、木村いづみ議員  
7番、石野光市議員  
の両議員を指名することに決定をいたしました。  
以上の議員、よろしくお願いをいたします。  
投票箱を点検します。

(投票箱点検)

副議長 長 「異常なし」と認めます。  
ただいまから投票を行います。  
念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。  
事務局長の点呼に応じて、記載台において投票用紙に被選挙人の名前を記載の上、順次投票を願います。  
なお、経路でございますが、自席から事務局長の点呼順に出ていただき、記載台で記載の上、投票箱へ投函し、席に帰っていただく方法でお願いいたします。  
それでは事務局長に点呼を命じます。

事務局長 それでは、命によりまして点呼をいたします。よろしくお願いをいたします。  
議席順に申し上げます。

1番、宮内富夫議員

2番、木村いづみ議員

3番、牛尾雅一議員

4 番、城谷英之議員  
5 番、富田昭市議員  
6 番、北山孝彦議員  
7 番、石野光市議員  
9 番、松岡秀人議員  
10 番、難波靖通議員  
11 番、小林博議員  
12 番、高井國年議員  
13 番、釜坂道弘議員  
14 番、志水正幸議員

副 議 長 投票漏れはありませんか。

(「ありません」の声あり)

副 議 長 投票漏れなしと認めます。  
よって、投票の終了を宣告いたします。  
投票が終わりましたので、投票箱を閉鎖いたします。

(投票箱閉鎖)

副 議 長 これより開票を行います。  
2 番、木村いづみ議員  
7 番、石野光市議員  
開票の立ち会いをお願いします。

(開 票)

副 議 長 それでは選挙の結果を報告いたします。

投票総数 13 票。

うち、有効投票 13 票。

無効投票 0 票。

有効投票のうち、

難波議員 11 票

富田議員 2 票

以上のとおりです。

法定得票数は有効得票数の 4 分の 1 となりますので、この選挙の法定得票数は 4 票です。

よって、難波議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場を開く)

副 議 長 ただいま議長に当選された難波議員が議長におられます。  
会議規則第 33 条第 2 項の規定により当選の告知をいたします。  
これより新議長の挨拶を受け、議事運営をかわらせていただきます。難波議長、  
議長席にお着き願います。

(副議長退席、新議長は議長席に着く)

新 議 長 高い席からではございますが、皆様に一言ご挨拶を申し上げます。  
ただいま議員各位の格別のご理解とご支援をいただきまして、福崎町議会の議  
長のご推挙を賜りましたこと、身の引き締まる思いでございます。

重責ではありますが、議員各位の協力、ご支援をいただきながら、円滑な議会  
運営に努めてまいる所存でございます。

本町では、平成 25 年に議会基本条例を制定しております。これは、議会及び  
議員の責務を明確にし、町民の皆様の意思を反映する議会であることを改めて誓

ったものであります。今後とも町政の意思決定機関として、また、町を監視する機関としての役割を果たすために、提言、提案の充実とチェック機能の強化を図ってまいります。

最後に、本日まで円滑な議会運営に努めてこられました前議長のご功績とご苦勞に対し、心から敬意と感謝の念をあらわしまして、まことに簡単措辞でございますが、議長就任に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

それでは、暫時休憩をいたします。

◇

休憩 午前 11 時 28 分

再開 午前 11 時 30 分

◇

### 追加日程第 3 副議長辞職の件

新 議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。  
この際、ご報告申し上げ、お諮りをいたします。  
先刻、釜坂道弘議員より本日付で副議長辞職願が、議長宛に提出されました。  
お諮りをします。  
釜坂議員の副議長辞職の件を本日の日程に追加し、直ちに本件を議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

新 議長 異議なしと認めます。  
よって、釜坂議員の副議長辞職の件を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。  
お諮りをいたします。  
地方自治法第 108 条の規定により、釜坂道弘議員の副議長辞職を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

新 議長 異議なしと認めます。  
よって、釜坂道弘議員の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。  
ここで、釜坂議員から発言の申し出がございますので、許可をいたします。

釜坂道弘議員 先ほどはふなれな議長選挙の運営にもかかわりませず、議員各位のご協力により、無事終了することができましたこと、まことにありがとうございました。  
平成 25 年 5 月 1 日第 449 回臨時議会において、皆様方のご推挙により副議長の大任を仰せつかりまして以来、志水議長のもとで議会の活性化や町民福祉の向上に微力ではありますが、全力で努めてまいりました。  
この間、皆様方には温かいご指導とご協力を賜りましたことに、改めて厚くお礼を申し上げます。今後とも相変わらずご指導ご鞭撻を心よりお願い申し上げます。

この間、嶋田町長を初め、理事者、職員の皆様のご協力に対し、心から感謝を申し上げ退任の挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございました。

新 議長 釜坂議員、ありがとうございました。

### 追加日程第 4 副議長の選挙

- 新 議 長 この際、重ねてお諮りをいたします。  
ただいま、副議長の辞職に伴い、欠員となりました副議長の選挙を本日の日程に追加して行うこととして、ご異議ございませんか。  
(「異議なし」の声あり)
- 新 議 長 異議なしと認めます。  
よって、副議長の選挙を本日の日程に追加して行うことに決定をいたしました。  
これから、副議長志願者の所信表明を行います。  
この所信表明は、福崎町議会基本条例第3条第6号の規定により実施するもので、議会活動の方向性を明確にし、議会の透明性を確保することで、町民にわかりやすい副議長の選出を行うことを目的とするものです。  
あらかじめ1人の議員から申し出がありました。ここで届け出のありました高井議員から所信表明を行います。高井議員お願いをいたします。
- 高井國年議員 このたび、福崎町議会副議長に立候補させていただきます高井でございます。  
副議長職にありましては、議員諸兄のご配慮、ご協力を得ながら、議長を補佐する役職と考えております。  
議会基本条例にもございますように、公正で透明性があり、町民にわかりやすく開かれた議会運営を目指し、町政における課題を広く町民に明らかにし、理解と参加を得られるよう、継続して改革を続けていきたいと思っております。  
先人たちが築き上げられた福崎町、またこの議会を洞察力、判断力、決断力を培い、選択、議決をして将来の福崎町の子や孫たちに負の遺産をできるだけ残さぬよう、頑張りたいと思います。  
何とぞ、議員諸兄におかれましては、よろしくご配慮のほどお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。
- 新 議 長 ここで議員の皆様申し上げます。ただいま行いました副議長志願者の所信表明は地方自治法で規定している副議長選挙の方法を変更するものではありません。所信表明の有無にかかわらず全議員が選挙人であり、議長を除く全議員が被選挙人であることが前提であり、所信表明者以外の議員に対する投票も有効でありますのでお願いをいたします。  
これより、副議長選挙を行います。  
選挙の方法は地方自治法第118条の規定により、投票による方法と指名推選による方法があります。いずれの方法とするべきか、お諮りをいたします。  
(「投票」の声あり)
- 新 議 長 ただいま、投票との声がありますが、選挙の方法は投票によることとして、ご異議ございませんか。  
(「異議なし」の声あり)
- 新 議 長 異議なしと認めます。  
よって、副議長選挙の方法は投票によることと決定をいたしました。  
それでは、選挙の方法が決定をいたしましたので、議場の閉鎖を命じます。  
(議場の閉鎖)
- 新 議 長 ただいまの出席議員数は、13名であります。  
次に立会人を指名します。  
会議規則第32条第2項の規定により立会人に  
3番、牛尾雅一議員  
9番、松岡秀人議員  
以上の両議員を指名いたします。  
ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

新 議 長 異議なしと認めます。  
よって、立会人に  
3番、牛尾雅一議員  
9番、松岡秀人議員  
の両議員を指名することに決定をいたしました。  
以上の議員、よろしく願いをいたします。  
それでは、投票箱の点検を行います。

(投票箱点検)

新 議 長 「異常なし」と認めます。  
ただいまから投票を行います。  
念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。  
事務局長の点呼に応じて、記載台において投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順次投票をお願いいたします。  
なお、経路でございますが、自席から事務局長の点呼順に出ていただき、記載台で記載の上、投票箱へ投函し、席へ帰っていただきたいと思っております。  
それでは事務局長に点呼を命じます。

事 務 局 長 それでは、命によりまして点呼をいたします。よろしく願いいたします。  
議席順に申し上げます。

- 1番、宮内富夫議員
- 2番、木村いづみ議員
- 3番、牛尾雅一議員
- 4番、城谷英之議員
- 5番、富田昭市議員
- 6番、北山孝彦議員
- 7番、石野光市議員
- 9番、松岡秀人議員
- 10番、難波靖通議員
- 11番、小林博議員
- 12番、高井國年議員
- 13番、釜坂道弘議員
- 14番、志水正幸議員

新 議 長 投票漏れはございませんか。

(「ありません」の声あり)

新 議 長 投票漏れなしと認めます。  
よって、投票の終了を宣告いたします。  
投票が終わりましたので、投票箱を閉鎖いたします。

(投票箱閉鎖)

新 議 長 これより開票を行います。  
3番、牛尾雅一議員  
9番、松岡秀人議員  
開票の立ち会いをお願いします。

(開 票)

新 議 長 それでは選挙の結果を報告いたします。  
投票総数13票。  
うち、有効投票13票。

無効投票 0 票。  
有効投票のうち、  
高井國年議員 10 票  
木村いづみ議員 2 票  
富田昭市議員 1 票  
以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は有効得票数の 4 分の 1 となっています。よって法定得  
票数は 4 票となりますので、高井議員が副議長に当選をされました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場を開く)

新 議 長 ただいま副議長に当選された高井國年議員が議場におられます。  
会議規則第 33 条第 2 項の規定により当選の告知をいたします。  
ただいま当選された副議長から、就任のご挨拶を受けたいと思います。副議長、  
演壇へどうぞ。

新 副 議 長 このたびは非才な私が立候補させていただき、皆様方のご配慮、ご厚情を得  
て当選させていただきました。身の締まる思いでいっぱいでありますけれども、  
所信表明で申し上げたとおり、副議長として議長を補佐申し上げながら、皆様方  
のご意見等を含みながら、公正で透明性があり、町民にわかりやすく開かれた議  
会運営を目指し、また、町政における課題を広く町民に明らかにし、理解と参加  
を得られるように継続して改革を続けていきたいと思っておりますので、何とぞ皆様方  
のご協力、ご配慮のほどをお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。  
ありがとうございました。

新 議 長 しばらく休憩をいたします。  
なお、13 時から全員協議会を開催いたしますので、第 1 委員会室にご参集く  
ださるよう、お願いをいたします。

◇

休憩 午前 11 時 55 分  
再開 午後 2 時 45 分

◇

新 議 長 休憩前に引き続き、会議を再開をいたします。  
先ほどの議長選挙で議長に就任することになりました難波でございます。よろ  
しく願いをいたします。  
お諮りをいたします。  
お手元に配付しております追加議事日程を本日の日程に追加することにご異議  
ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

新 議 長 異議なしと認めます。  
よって、追加議事日程を本日の日程に追加することに決定をいたしました。

#### 追加日程第 5 議席の指定

新 議 長 次の日程は、議席の指定であります。  
お諮りをいたします。  
議席を変更することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

新 議 長 異議なしと認めます。

よって、会議規則第4条の規定により、議長が議席の指定をいたします。

1番、宮内富夫議員

2番は欠番となっております。

3番、牛尾雅一議員

4番、志水正幸議員

5番、松岡秀人議員

6番、城谷英之議員

7番、北山孝彦議員

8番、木村いづみ議員

9番、石野光市議員

10番、小林博議員

11番、富田昭市議員

12番、釜坂道弘議員

13番、高井國年議員

14番、私、難波です。

以上のとおり議席を指定いたしました。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

新議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま申し上げましたとおり指定いたします。

#### 追加日程第6 常任委員会委員、特別委員会委員、議会運営委員会委員の選任

新議長 次の日程は、各常任委員会委員、特別委員会委員及び議会運営委員会委員の選任でございます。

委員会条例第7条第4項により、議長が議会に諮って指名することになっております。

ただいまから指名をいたします。

総務文教常任委員会の委員は、石野光市議員、牛尾雅一議員、釜坂道弘議員、志水正幸議員、富田昭市議員、難波です。

民生まちづくり常任委員会の委員は、北山孝彦議員、木村いづみ議員、小林博議員、城谷英之議員、高井國年議員、松岡秀人議員、宮内富夫議員です。

議会広報常任委員会の委員は、石野光市議員、牛尾雅一議員、木村いづみ議員、松岡秀人議員、宮内富夫議員。

福崎駅周辺整備対策特別委員会の委員は、石野光市議員、牛尾雅一議員、釜坂道弘議員、北山孝彦議員、木村いづみ議員、小林博議員、志水正幸議員、城谷英之議員、高井國年議員、富田昭市議員、松岡秀人議員、宮内富夫議員。

議会運営委員会の委員は、釜坂道弘議員、北山孝彦議員、小林博議員、志水正幸議員、城谷英之議員、富田昭市議員。

以上であります。

お諮りいたします。

ただいま指名のとおり、それぞれ各常任委員会委員、特別委員会委員及び議会運営委員会委員に選任することに決定して、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

新議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしましたとおり、それぞれ常任委員会、特別委員会委員及び議会運営委員に選任することに決定いたしました。

次に、各常任委員会、特別委員会及び議会運営委員会の委員長及び副委員長の選任であります。

常任委員会、特別委員会及び議会運営委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することになっております。休憩中に各委員会において互選をお願いいたします。

暫時、休憩いたします。

◇

休憩 午後 2時49分

再開 午後 2時50分

◇

新 議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

各常任委員会、特別委員会及び議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選ができましたので、報告をいたします。

総務文教常任委員会委員長、志水正幸議員、副委員長、石野光市議員。

民生まちづくり常任委員会委員長、城谷英之議員、副委員長、木村いづみ議員。

議会広報常任委員会委員長、牛尾雅一議員、副委員長、松岡秀人議員。

福崎駅周辺整備対策特別委員会委員長、小林博議員、副委員長、釜坂道弘議員。

議会運営委員会委員長、釜坂道弘議員、副委員長、北山孝彦議員。

以上のとおり、それぞれの常任委員会、特別委員会及び議会運営委員会の委員長、副委員長が決定をいたしました。

#### 追加日程第7 中播衛生施設事務組合議会議員の選挙

新 議 長 次の日程は、中播衛生施設事務組合議会議員の選挙であります。

組合議会議員は関係市町の議会において、議員の中から選挙することになっております。

この議員は2名であります。

お諮りをいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選の方法によりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

新 議 長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

新 議 長 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、指名をいたします。

中播衛生施設事務組合議会議員に、石野光市議員、城谷英之議員を指名いたします。

お諮りをいたします。

ただいま議長において指名をいたしました石野光市議員、城谷英之議員を、中播衛生施設事務組合議会議員の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

新 議 長 異議なしと認めます。  
よって、ただいま指名いたしましたとおり、中播衛生施設事務組合議会議員に石野光市議員、城谷英之議員が当選されました。  
ただいま当選されました石野光市議員、城谷英之議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

#### 追加日程第8 姫路福崎斎苑施設事務組合議会議員の選挙

新 議 長 次の日程は、姫路福崎斎苑施設事務組合議会議員の選挙であります。  
組合議会議員は関係市町の議会において、議員の中から選挙することになっております。  
この議員は3名であります。  
お諮りいたします。  
選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選の方法によりたいと思いますが、ご異議ございませんか。  
(「異議なし」の声あり)

新 議 長 異議なしと認めます。  
よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。  
お諮りいたします。  
指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。  
(「異議なし」の声あり)

新 議 長 異議なしと認めます。  
よって、議長において指名することに決定しました。  
それでは、指名をいたします。  
姫路福崎斎苑施設事務組合議会議員に、牛尾雅一議員、高井國年議員、松岡秀人議員を指名いたします。  
お諮りいたします。  
ただいま議長において指名いたしました牛尾雅一議員、高井國年議員、松岡秀人議員を、姫路福崎斎苑施設事務組合議会議員の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。  
(「異議なし」の声あり)

新 議 長 異議なしと認めます。  
よって、ただいま指名いたしましたとおり、姫路福崎斎苑施設事務組合議会議員に牛尾雅一議員、高井國年議員、松岡秀人議員が当選されました。  
ただいま当選されました牛尾雅一議員、高井國年議員、松岡秀人議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

#### 追加日程第9 中播農業共済事務組合議会議員の選挙

新 議 長 次の日程は、中播農業共済事務組合議会議員の選挙であります。  
組合議会議員は関係市町の議会において、議員の中から選挙することになっております。  
この議員は2名であります。  
お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選の方法によりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

新 議 長 異議なしと認めます。  
よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。  
お諮りをいたします。  
指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

新 議 長 異議なしと認めます。  
よって、議長において指名することに決定しました。  
それでは、指名をいたします。  
中播農業共済事務組合議会議員に、木村いづみ議員、宮内富夫議員を指名いたします。  
お諮りいたします。  
ただいま議長において指名いたしました木村いづみ議員、宮内富夫議員を、中播農業共済事務組合議会議員の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

新 議 長 異議なしと認めます。  
よって、ただいま指名いたしましたとおり、中播農業共済事務組合議会議員に木村いづみ議員、宮内富夫議員が当選されました。  
ただいま当選されました木村いづみ議員、宮内富夫議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

#### 追加日程第10 くれさか環境事務組合議会議員の選挙

新 議 長 次の日程は、くれさか環境事務組合議会議員の選挙であります。  
組合議会議員は関係市町の議会において、議員の中から選挙することになっております。  
この議員は3名であります。  
お諮りいたします。  
選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選の方法によりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

新 議 長 異議なしと認めます。  
よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。  
お諮りいたします。  
指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

新 議 長 異議なしと認めます。  
よって、議長において指名することに決定しました。  
それでは、指名をいたします。  
くれさか環境事務組合議会議員に、北山孝彦議員、小林博議員、富田昭市議員を指名いたします。  
お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました北山孝彦議員、小林博議員、富田昭市議員を、くれさか環境事務組合議会議員の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

新 議 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしましたとおり、くれさか環境事務組合議会議員に北山孝彦議員、小林博議員、富田昭市議員が当選されました。

ただいま当選されました北山孝彦議員、小林博議員、富田昭市議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

以上で、臨時会に付議されました議案の審議等、本日の日程を全て終了いたしました。

よって、本臨時会を閉会することに対して、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

新 議 長 異議なしと認めます。

よって、第461回福崎町議会臨時会は、これにて閉会することに決定をいたしました。

閉会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

本日は早朝よりご参集を賜り、町長から提案のあった議案に対し、慎重審議を賜り、適正妥当なる結論づけをいただき、ありがとうございました。

また、正・副議長選を初め、委員会構成など議員各位のお力添え、また、ご協力によりまして無事閉会することができました。本当にありがとうございました。

今後とも、皆様方のご協力を得て、福崎町議会のますますの発展のために微力ながら頑張りたいと存じます。よろしくお願いいたします。

最後に町長からご挨拶をいただきます。

町 長 第461回福崎町議会臨時会を閉会するに当たりまして、一言挨拶を申し上げます。

この議会には、議長及び副議長が改選され、そしてまたそのもとに新しい委員会が構成される、このような大きな議会でした。

議長には難波議長、そして副議長には高井さんが就任されるということでございます。

議会と理事者は常に両輪とよく言われておりますけれども、お互いに切磋琢磨しながら、福崎町民の幸せを守って進んでまいりたいと、このように考えているわけでございます。

私は今の時代は一つの大きな流れがせめぎ合っている、このように理解をしております。その一つは、日本国憲法の前文の精神か教育勅語かということであり、もう一つは、新自由主義にどう対応するかが大きく問われていると思います。

この課題は日本国内はもとより、国際的にも大きな影響を及ぼし、本日発表されました新しいガイドライン等もひっくるめまして、政治が大きく揺れ動く時代と、このように思っているわけであります。

いずれにいたしましても、国民の命と暮らしを守るということは最大の課題でありまして、議会と町当局が一緒になりまして、その幸せのために全力を尽くしていかなければならないと、このように考えているわけでございます。

なお、本日は私どもが提案いたしました議案全てにご賛同をいただきまして、ありがとうございました。この執行に当たりまして、最善を尽くしてまいりたいと思っておりますので、どうぞご支援、ご協力賜りますよう、お願いを申し上げます。

これからはだんだん暑さ厳しい時期に到達をしまします。お互いに体には留意しながら、頑張ってもらいたいと思っています。

今後ともご指導賜りますように、心からお願いを申し上げ、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

新 議 長 これにて閉会いたします。皆様お疲れさまでした。

閉会 午後 3時03分

地方自治法第123条の規定により、ここに署名する。

平成27年6月

福崎町議会前議長 志 水 正 幸

福崎町議会議長 難 波 靖 通

福崎町議会議員 宮 内 富 夫

福崎町議会議員 富 田 昭 市